ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の十二の四第一項中「(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第三項第一号を次のように改める。

一　設立事業年度　設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度をいう。

イ　法人税法第二条第四号に規定する外国法人　恒久的施設を有することとなつた日

ロ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の十二の七第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応（以下この条」を「情報技術事業適応（以下第五項まで」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一　第一項及び第四項の規定　令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二　第二項及び第五項の規定　旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

第四十二条の十三第八項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第四十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。）　百分の三十（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十七（日本船舶に該当するものについては、百分の二十九）

二　特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

第四十三条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる船舶以外の外航船舶　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

第四十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十（令和五年四月一日」を「百分の十八（令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十四条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十五条第三項中「から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の四十（」を「百分の三十五（」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改める。

第四十七条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五十二条の三第二十六項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第五十七条の四を削る。